

元気な地域づくり支援補助金の申請手続きについて

【問い合わせ】
東栄町総務課
0536-76-0502

○事業概要

まちづくりの主体である町民が、地域課題解決のために自ら行動することで住みよい地域社会を構築し、暮らし続けられるまちの実現に向けて取り組むことに対する補助金。

○対象者

- ・5人以上で組織された団体に所属する行政区長が認めた団体
- ・5人以上の町民を含む10名以上で組織された団体に町長が認めた団体

※新規申請の場合は区長又は町長の団体承認が必要。

○補助金額

上限30万円

○予算額

「元気な賑わい創出事業補助金」全体で前年度の税込予算額の1%。うち、40万円×2件分（計80万円）は、起業応援プロジェクト事業。

○事業の公表

事業の実施状況と成果を公表（公表の仕方は担当者と調整）

申請の流れ

【申請者】

【町】

① 申請

- ・申請書(様式1-1)
- ・別紙1~3
- ・別紙4(初回申請時のみ)
- ・規約・会員名簿(初回申請時のみ)

※基本的には5月末〆切。満額に達しなかった場合は募集継続。

② ※6月前半。

交付決定通知

③ 着手

④ ※必要に応じて変更申請

⑤ ※必要に応じて概算払い申請

⑥ 実績報告

- ・実績報告書
- ・別紙1・2
- ・領収書(写し可)
- ・活動写真、備品写真、工事写真

※事業終了後速やかに提出。（事業完了日が分かる書類を必ず提出すること。）（4月5日までに。）

※事業期間は4月1日～3月31日まで

⑦

額の確定通知

⑧ 請求

- ・請求書

⑨

支払い